

土浦市立都和南小学校「いじめ防止基本方針」

土浦市立都和南小学校（小中一貫校）

校長 岩瀬 良伸

令和6年3月25日改訂

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

（1）いじめの定義

いじめとは【当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法より一部抜粋）】とする。

いじめを未然に防止し、いじめが発生した場合すぐに対処し、再発防止するためにはいじめ防止基本方針を設定する。

（2）基本理念

全職員が「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」（いじめ防止対策推進法より一部抜粋）であることを認識し、さらに「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。

○いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

（3）学校及び教職員の責務

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。いじめが行われず全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者・地域関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

（4）保護者の責務

「保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法より抜粋）

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

- ア 行動観察の強化（表情・交友関係の変化・孤立・意欲の低下）
- イ 持ち物や紛失物への注意
- ウ 配慮を要する児童（年度当初共通理解）の掌握
- エ 朝のあいさつ運動（生活向上委員会・都和中生・保護者・職員・市民委員会）の実施
- オ 「先生と話そうよ週間」（定期の教育相談 6月・11月、必要に応じてスクールカウンセラーとの面談）の実施
- カ 「みんなニコニコ集会」（生活向上委員会企画・運営 11月）の実施
- キ 道徳教育の充実
- ク 学年・学級懇談（年度始めと学年末）の実施
- ケ SNS の安全な使い方の指導および家庭への協力依頼
 - ・啓発文書の配付
 - ・児童生徒の通信機器等に関する安全な利用に向けた「家庭での話し合い」の協力依頼

② いじめの早期発見のための措置

- ア 行動観察の強化（表情、交友関係、学習への意欲など）
- イ いじめ対策委員会及び個別の援助チームによる会議と支援
- ウ 正確な実態把握（当該児童及び周りの児童からの聞き取り、毎月のアンケート調査）
- エ 「いじめに関するアンケート」（記名式）活用
結果を掌握し、教育相談にて再確認、アンケート後聞き取り・対応
- エ 臨時の教育相談の実施（心理的負担の軽減・再発防止策の提示）
- オ つちまる相談室の活用
- カ 家庭確認（学年当初）の実施、個別面談（1学期末）、希望面談（3学期）
- キ 保護者との連携（心理的負担の軽減・再発防止策の提示）
- ク 関係機関との連携（市教育委員会・こども包括支援課・児童相談所・警察署など）

③ 事後の施策

- ア 経過観察
- イ 保護者との連携
- ウ 心のケアの継続（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの面談など）

(2) いじめの防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ア いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。
〈構成員〉
 - ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該児童の学年主任及び学級担任
特別支援コーディネーター、養護教諭

〈臨時構成員〉・家庭児童相談員、スクールカウンセラー

〈活動〉

- ・毎月の記名式アンケート調査並びに教育相談に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめ事案の対応に関すること。

〈開催〉

- ・定例会を学期に1回程度実施し、いじめ事案発生時は必要に応じて緊急開催とする。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。

② いじめへの対処と関係機関等との連携

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめられている児童を守り通すことを第一とし、その児童が安心して教育を受けられるよう、保護者と連携を図りながら、必要に応じていじめを行った児童を一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、土浦市教育委員会及び土浦警察署と連携して対処する。

(3) 重大事態（疑い含む）への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態（疑い含む）が発生した旨を、土浦市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 土浦市教育委員会と協議した上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査は学校又は教育委員会が主体となって行うこととする。学校が主体となる調査は、既存の学校いじめ対策組織に第三者を加えた組織が行う。教育委員会が主体となる調査は対策委員会が行う。
- ④ 上記結果調査については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せざるいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

年間計画

月	常時	いじめ問題に向けた施策		
		学校行事	協議会等	未然防止・早期発見
4	道徳教育の充実・特別活動の充実・生徒指導部会・いじめ防止対策会議	・職員会議(全職員への周知) ・新任式、始業式、入学式 ・家庭確認 ・授業参観 ・学年始 PTA 総会	・学警連	・いじめアンケート ・配慮を要する児童の確認 ・SCとの希望面談
5		・遠足（2・4年）	・市生徒指導推進協議会	・いじめアンケート ・SCとの希望面談
6		・マナーアップあいさつ運動（小中合同） ・遠足（3年） ・授業参観	・都和中地区生徒指導推進協議会 ・民生委員との連絡会 ・道心園との連絡会	・いじめアンケート ・教育相談 ・SCとの希望面談
7		・二者面談（保護者） ・職員会議（夏休み向け）	・学校評議委員会 ・学警連 ・都和中学校地区三校連絡協議会	・いじめアンケート ・情報モラル教育（4～6年） ・SCとの希望面談
8				・校内研修（生徒指導）
9				・いじめアンケート ・SCとの計画面談（希望者）
10		・みなみスポーツ集会 ・遠足（1年） ・就学児健康診断		・いじめアンケート ・SCとの希望面談
11		・宿泊学習（5・6年） ・みんなにこにこ集会 ・マナーアップあいさつ運動（小中合同） ・授業参観	・学校評議委員会	・いじめアンケート ・教育相談 ・SCとの希望面談
12		・職員会議（冬休み向け） ・希望者との保護者面談	・都和中学校地区三校連絡協議会 ・学警連	・いじめアンケート ・学校評価生活アンケート
1		・新入生保護者説明会		・いじめアンケート ・SCとの希望面談
2		・進級生学校体験 ・学年末 P T A ・授業参観	・学校評議委員会 ・道心園との連絡会 ・学警連	・いじめアンケート ・SCとの希望面談
3		・六年生を送る会 ・卒業式、離任式、修了式 ・職員会議（春休み向け）		・いじめアンケート ・SCとの希望面談 ・配慮を要する児童の支援シートの作成 (1年間のまとめ)